

大阪市城東区役所 1 階エレベーターホール壁面等広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次とおり募集します。

1. 施設の概要

(1) 名称

大阪市城東区役所

(2) 住所

大阪市城東区中央 3 丁目 5 番 45 号

(3) 利用時間

月曜日～木曜日 午前 9 時～午後 5 時 30 分

金曜日 午前 9 時～午後 7 時

土曜日、祝日、休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休みです。

なお、複合施設のため、他施設の営業日でエレベーターは使用されています。

(4) 月間利用者数

25,000 人（推定）

※城東区役所のみの利用者数です

※利用者数を保証するものではありません

2. 募集内容

(1) 募集する広告の種類

物件番号	設置場所	掲出可能な広告媒体	掲出枠
1	エレベーター ホール壁面①	B 2 判 縦ポスター (縦 728mm × 横 515mm)	1 枠
2	エレベーター ホール壁面②	B 2 判 縦ポスター (縦 728mm × 横 515mm)	1 枠
3	エレベーター 内壁面①	B 2 判 縦ポスター (縦 728mm × 横 515mm)	1 枠
4	エレベーター 内壁面②	B 2 判 縦ポスター (縦 728mm × 横 515mm)	1 枠
5	1 階待合スペ ース	B 2 判 縦ポスター (縦 728mm × 横 515mm)	1 枠

・アナログ方式 B 2 縦ポスター（縦 728mm × 横 515mm）までのもの

・ポスターフレームは城東区役所にて設置する。

・ポスターの掲示に当たっては、別途、本市と協議すること。

・広告掲載箇所付近に、次の文章を表記すること。

「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」

・広告料については最低制限価格（非公表）を設けています。最低制限価格は「1日から月末まで掲載する場合」及び「月の途中から月末まで掲載する場合」のいずれの場合についても同じ価格を1月分として定めています。

・別紙レイアウト図参照

（2）掲出期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日（1ヶ月単位）とします。

広告を掲載する期間は毎月1日（9時）～月末（17時30分）までとなり、掲載希望者は掲載期間を指定できます（月の途中から掲載した場合も掲載期間は月末までとなります）。

3. 掲載できない広告

大阪市城東区役所行政財産広告掲出要領第2条及び第3条の各号に該当するもの

4. 応募資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 大阪市税の滞納がないこと。

5. 申込み方法等

（1）申込受付期間

【随時募集】

掲載希望月より3か月前の月末（別表参照）

（土曜日・日曜日・祝日の場合は直前の開序日）

（2）申込み方法

大阪市城東区役所広告掲出申込書をダウンロードして、必要事項をご記入のうえ、提出してください。

（提出先）〒536-8510

大阪市城東区中央3丁目5番45号 大阪市城東区役所総務課

※申込みにあたっては、大阪市城東区役所広告掲出要領を必ず参照してください。

※郵送の場合は、区役所で収受した日を申込受付日とさせていただきます。

（3）広告予定者掲出者の決定方法

【随時募集】

最低募集価格以上の広告掲載料金を提示した者のうち、先着順で広告主候補として審査を行い、広告主を決定します。なお、同枠に同日多数申込みがある場合は、その日の17時までに申込みがあったものを同着とみなし、抽選により広告主候補を決定します。ただし、広告主からの広告が、掲載できない広告（大阪市行政財産広告取扱規則及び大阪市城東区役所行政財産広告掲出要領に基づき申込内容を審査します。）に該当するなどの場合は、申込みは無効として、次に申込みのある者を繰り上げて、順次広告主候補として審査を行います。

また、審査の結果、合理的な理由により、広告主からの広告掲載希望の取り下げを認めた場合は、次に申込みのある者を繰り上げて広告主候補として審査を行います。

（4）決定通知

申込みをされた方には、大阪市から、掲出または非掲出の決定通知が届きます。

(5) 広告掲出者の手続き

- ①広告掲出決定通知書を受け取られましたら、指定された期日までに、広告掲出許可申請書により広告掲出許可の申請をしていただきます。なお、掲出許可は大阪市城東区役所広告掲出申込書に記載された名義で行います。
- ②広告掲出許可書を受け取られた後、納入通知書にて広告料金を納めていただきます。
- ③掲出する広告を指定された期日までに、大阪市城東区役所総務課に提出していただきます。

【別表】広告掲出に係る申請スケジュール

掲出月	申込書提出締切	許可申請書提出期限
4月	令和8年1月30日	令和8年2月27日
5月	令和8年2月27日	令和8年3月31日
6月	令和8年3月31日	令和8年4月30日
7月	令和8年4月30日	令和8年5月29日
8月	令和8年5月29日	令和8年6月30日
9月	令和8年6月30日	令和8年7月31日
10月	令和8年7月31日	令和8年8月31日
11月	令和8年8月31日	令和8年9月30日
12月	令和8年9月30日	令和8年10月30日
1月	令和8年10月30日	令和8年11月30日
2月	令和8年11月30日	令和8年12月28日
3月	令和8年12月28日	令和9年1月30日